

多治見市電子申請サービス利用における規約（要旨）

目的

インターネットを利用して、オンライン申請・届出を行うことができる電子申請サービスの利用拡充にあたり、必要な事項を定めた規約を作成するものです。

（規約の主な内容）

1. 規約の同意

電子申請サービスを利用し、申請、届出等の手続を行う利用者は、規約及び市が利用する各種サービスに関わる規約（以下、「本規約等」という。）を確認し、同意する必要があります。これらの規約に同意することができない場合は、電子申請サービスを利用することはできません。また、電子申請サービスを利用した場合は、本規約等に同意したものとみなす。

（各種サービス）

- ① デジタル庁が提供するマイナポータルの「ぴったりサービス」
- ② 株式会社トラストバンクが提供する「L o G o フォーム」
- ③ 《公的個人認証サービスによる電子証明サービスの利用を予定》

2. 利用者の責任

- 利用者は、自己の判断と責任に基づき電子申請サービスを利用するものとする。利用者は、電子申請サービスが障害その他の理由により利用できなくなった場合には、他の方法による手続を行うこととし、このことを承知した上で電子申請サービスを利用するものとする。
- 利用者は、電子申請サービスを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担において準備するものとする。また、機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続きは、利用者が自己の責任と費用において行うものとする。

3. 個人情報の利用目的及び取扱い

電子申請サービスで取り扱う利用者の個人情報は、利用者が申請又は届出等をした手続に係る業務の処理を行うために利用する。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関連規程に基づく適正な取扱いを行う。

4. 禁止事項

電子申請サービスの利用に当たっては、禁止事項を定める。また、利用者がその責めに帰すべき理由により、市又は第三者に対し、損害を与えた場合、その責を問われる場合がある旨表記。

5. サービスの利用停止等

電子申請サービスに対し、禁止事項に該当する行為が明らかな場合又は該当する行為

があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者から収集した情報の抹消、利用者の電子申請サービスの利用停止等必要な措置を行うことができるものとする。

6. 電子証明書の取得・管理

電子署名が必要な手続、利用環境の準備、電子証明書のインストール及びそれらの利用・管理に関して、利用者の責任と費用において利用者自ら行うものとする。

7. 免責事項

- 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負わない。
- 市は、その裁量において、本システムの改修、運用停止又は中断等を利用者への予告なく行うことができる。また、これにより生じた、いかなる損害に対して、一切の責任を負わない。
- 市は、本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負わない。

8. 利用規約の変更

市は、必要があると認めるときは、予告なく規約を変更できるものとする。

9. その他、著作権、裁判管轄について記載